

令和4年度 第5回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年8月3日（水）午後2時00分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第5回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和4年8月3日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
議案第8号 令和5年度使用教科用図書の採択について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について（教育指導担当）
- 2 諸報告
 - （1）委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
 - （2）事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - （3）事業等の実施結果について
 - ア 長期欠席児童・生徒状況調査（4月～6月）について（教育指導担当）
 - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

協議事項

- 1 令和5年度使用教科用図書の採択について（学務課）
- 2 青梅市立学校医療的ケア実施要綱の制定について（学務課）
- 3 成人の日に行う式典の新たな名称について（社会教育課）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稻 葉 恭 子
	教育委員会委員	杉 本 洋

出席説明員	教 育 部 長	布 田 信 好
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後2時05分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員3名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和4年度第5回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、大野委員を指名いたします。

【委員（大野）】 はい、承知しました。

【教育長（橋本）】 次に、令和4年5月6日開催の令和4年度第2回定例会および5月18日開催の第3回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でご配付し、それぞれご覧をいただいております。よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないようですので、令和4年度第2回定例会および第3回定例会の会議録につきましては、ご承認をいただきました。

次に、令和4年7月1日開催の令和4年度第4回定例会の会議録を机上にご配付してございます。次回までにご覧をいただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと存じます。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと思います。

【委員（大野）】 全国学力・学習状況調査の結果が発表されました。その内容を新聞報道等で読んで、あらためて読解力の育成が大切であると感じたので、そのことについてお話ししたいと思います。

中学校理科の「磁気ばね」問題の正答率が49.7%と前回よりも17ポイントも低いということが新聞に書いてありました。

分析によると、誤答の生徒は、具体的に数値を示した回答をできないということでした。誤答とされた子たちの回答も間違っていないのだけれども、なぜこれらが誤答とされたのかと思って、改めて問題文を読みました。問題文では、「実験結果を参考にしてどのように測定値を増やせばよいか。」とあるのですね。その問題文を読み取れていれば、多くの子が正解を導けたのではないかと思ったのです。つまり、磁石の引きつける力とか、そういう理科的なことの知識以前に、問題文を読み取れていないのではないだろうか。読み取れていたら、もっと正答率が高かったのではないか。小学校の理科の問題を見ても同様です。

話が変わりますけれども、以前ここでもご紹介したことがあります。私が中学校の校長をしているときに、学校の生徒たちが小学校の算数をどの程度理解しているのだろうかということで、小学校の算数の問題を数学の先生につくってもらいテストをしたことがあります。そこですごく驚いたのですが、例えば「 70×0.8 」というのは多くの子が解くことができます。ところが、これが文章問題になって、「70円のリンゴが2割引きでした。幾らになるでしょうか。」とします。計算は同じです。ところが、正答率がガクッと落ちるのです。つまり、問題文を読み取れていない。

東大の新井紀子先生がおっしゃっていた読解力ですけど、国語だけではなくて各教科で論理的に読み解く力をつけていくことが、子どもたちの論理的な思考力を助けるだけではなくて、こういうテストにも強くなる。そういう点で、青梅でも読み解く力をさらにしっかりと指導してもらう必要があるなと感じました。

以上です。

【委員（稲葉）】 7月9日に社会教育主催の家庭教育講演会に参加させていただきました。

Zoomでとてもわかりやすく、テーマは「子どもとネット・スマホとの適切なかかわり方」で和歌山大学教職大学院の豊田教授が講演されました。豊田先生がつくられた「スマホとのつきあい方」という年齢別・学年別になっているデータがすばらしいですね。それを自由にお使いくださいということでしたので、ぜひ各小学校、中学校の先生方にお伝えして、ホームルームでも何でもいいので活用していただければと思います。「スマホとのつきあい方」というのは文言ではなくてマンガ風、映像風になっているので、子どもたちにも伝わりやすい。そういうものを活用して学級で話し合ったりする題材にいただければと思います。種類もたくさんあるので、先生方が困ったとき、あるいは親御さんが困ったときの参考になると思うので、ぜひ保護者会でも紹介していただけたらいいなと思いました。

それから、7月12日に第四小学校に用事があったので、放課後子ども教室「夕やけランド」を訪問させていただきました。感染者が少ない時期で、子どもたちが夕やけランドに楽しそうに集まってきて、和気あいあいと異学年で遊んでいました。その中で一つ、児童たちが遊んでいるボードゲームとか、おもちゃとか、いろいろなものがすごく古くなっていました。支援員さんたちに尋ねると、教材、道具、遊具という物質的なものに対しての予算がほとんどないので、各支援員さんたちが善意で持ち込んだ物ということでした。もし可能であれば、放課後子ども教室で使用する物を購入する予算をもう少し上げていただければいいなと思いました。

もう一件、7月1日は小学校長先生との懇談会だったのですが、コロナ禍で本当にご苦労されているなというのがよくわかりました。その中で校長先生の要望で、校長が使えるスマホが欲しいとおっしゃっていました。校長先生が学校行事で子どもたちについていくときに、スマホだったらダイレクトに情報をホームページにあげることができる。写真もあげられる。いろいろな使い道がある。という話を耳にしました。タブレット、パソコン、いろいろ整備してどんどん有効に使えてきていますので、校長先生の権限で持てるスマホが学校に1台あると便利だとおっしゃっていました。この件は、この場でもお伝えしましたので、あとは事務局で検討していただければと思います。

以上です。

【委員（杉本）】 私からは、7月1日、稲葉委員からもお話がありましたが、校長先生との懇談会に初めて参加させていただいて、複数の校長先生とお話することで現場がどういう状況なのか、何が大変なのかを直接伺う機会を得まして、とても勉強になりました。お忙しいので、そのような機会を何回も設定することはできないと思いますが、できれば現場の声を聞く機会が時々あるといいなと思います。今何が大変なのか、校長先生以外の学校関係者からも現場の声を聞く機会があればありがたいなと感じました。

また、7月8日の音楽鑑賞会、小学校に続いて中学校も参加してきました。小学校と中学校とでは少し内容が違って、小学校は一つずつの楽器だけの紹介だったのですが、中学校では弦楽器だけを集めて、どういう音を複数の楽器だったら奏でられるのかという違いを感じたりすることができました。音楽を生でのライブで聴けて感じるというのはすごく大事なことだと思います。こういう機会というのも、大変でしょうけれども、定期的の実施してほしいなと感じました。

それから、7月13日、15日の学校訪問、4校回ってきたのですが、それぞれ小学校、中学校で抱えている問題というのも見せていただきました。やはり各教室5分程度の参観ということだと、なかなかわかりにくいというか、伝わりにくい。逆に、全学年を回らなくても一つの教室にもうちょっと長い時間いて、生徒と教師とのコミュニケーションや、授業進行の仕方なども見たかったなと思いました。何回か学校訪問した感想です。やはり6学年を各5分間で回ってというのは少し忙しいと思います。

学校訪問の際に、各教室のタイムテーブルみたいな、授業時間内でこの時間帯にどういうことが行われているかというのがないと、途中から入ったときでも授業内容がわかりやすいのですけれど、今回みたいに突然入って途中から拝見してもなかなか難しいなということを感じました。

また、全体的に、学校内はきれいに掃除されていますが、活気のある学校とない学校。学校内で廊下や階段、教室の展示物が配慮されて、画一的なものではなくて特徴のあるクラスは全体的に明るいとか活気があるなというのが、感想としてありました。

次回、また学校訪問するときには、できれば今申し述べたようなことにご配慮いただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

【委員（大野）】 今のお話の件、私もうなずいて聞いていました。学校訪問ではみんなで一緒に動くことに慣れてしまっているものだから、そういう発想が私にはありませんでした。どの先生も準備して見てほしいだろうから、いくつかのグループに分かれて、グループで自由にどこかの教室でずっと見ているといいと。そういうようなことをできたらいいかなと思って聞いていました。もしよかったら、次回の秋からそういうことが可能かどうか学校に聞いてもらって、検討していただきたい。

【教育長（橋本）】 貴重なご意見ありがとうございました。事務局内でもよく検討したいと思いません。

私からも何点かご報告させていただきます。

まず7月19日、第七中学校ですが、セントラルスポーツのスイミング授業を初めて見させていただきました。学校の先生に聞きますと、専門家の指導で今までできなかったことが泳ぎにつながっているということで、大変に民間の指導はいいというような評判でございました。

また7月22日には、初めて東小・中学校を訪問させていただきました。その雰囲気を実感してきたところでございます。

それから7月27日、主幹教諭の方も参加された副校長研修で、羽村市の儘田教育長が講師をされた「教育経営研修 学校マネジメント講座」を少し覗かせていただきました。学校現場のことがなかなかわからない私にとっては、非常に参考となる研修を受けさせていただいたところでございます。

それと昨日、代々木オリンピックセンターで、「へき地教育 小規模校の研究発表会」がございまして、初めて参加させていただきました。青梅市からは第六中学校と第七中学校の校長先生とともに出席をいたしました。それぞれの小規模ならではの教育のヒントを少しいただけたような気がいたします。

それからご報告でございしますが、本来でしたら今頃、青梅市の中学生が羽村市の中学生と一緒にピースメッセンジャーということで広島へ出発する予定でございましたが、感染拡大の関係で残念ながら急遽、中止が決定をされてしまいました。7月29日には出発式が予定されておったのですが、残念ながら今年もそれが実施できないというようなことでございます。ご報告をかねてご説明をさせていただきました。

私からは以上でございします。

それでは次に、教育総務課長から順に現況報告などについてお願いいたしますが、大変申しわけございませんが、本日社会教育課長は欠席となっておりますことをご報告させていただきます。

それでは、教育総務課長から順次お願いいたします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは、東京都市町村教育委員会連合会の関係でご報告させていただきます。

皆様もご承知のとおり、今年度と来年度、青梅市につきましては東京都市町村教育委員会連合会の会長市となつてございまして、本年5月から百合委員に会長職をお務めいただいております。新型コロナウイルス感染が拡大している中でしたが、一昨日、8月1日に東京自治会館におきまして、感染症対策をしまして第2回研修推進委員会を開催させていただき、百合会長にもご出席いただきました。

研修推進委員会の主な議題は、連合会の研修についてであります。8月18日に予定されておりました第1回理事研修会につきましては、コロナの関係で中止とさせていただいております。そのほか、10月7日に予定の第1回研修会につきましては、スマイリーキクチ氏によるオンラインの講演を予定してございます。年明け1月12日、第2回理事研修会。2月28日同じく自治会館で第2回研修会を予定どおり開催するというところでございます。また、ブロック別研修会についても協議がされまして、青梅市の属する第1ブロックにつきましては、11月11日、日の出町の処

分場見学ということで予定をされてございます。それぞれの詳細や参加につきましては別途ご案内させていただきますので、その際にはよろしくお願ひ申し上げます。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（山田）】 学務課から1点、学校における保健衛生の関係でご報告申し上げます。

各学校には、学校薬剤師を配置しております、業務内容としては主に衛生管理の助言指導、健康診断などにご協力いただいているところでございます。そのほかの重要な業務としまして、学校環境衛生検査がございまして、検査項目4項目を対応していただいております。4項目につきましては、教室内の照度の測定、空気（化学物質）の測定、ダニアレルゲンの測定、最後に二酸化炭素測定の4項目を検査してございます。夏休み期間に入りまして、この休みを利用しまして2項目の検査を実施してございます。1項目は、化学物質の測定。これはコンピュータ室、普通教室、特別教室に対して行います。2項目は、ダニアレルゲンの測定。こちらは保健室の寝具やカーペットの部分でダニの発生しやすい場所の検査をしていただいているところでございます。

引き続き学校内の良好な衛生環境を保持してまいりたいと考えておりますので、この場をかりてご報告申し上げます。

以上です。

【指導室長（拝原）】 私からは、1点ご報告いたします。7月25日に企画政策課との共催で行いました小学生オンライン交流会についてでございます。当日は東小学校を除く全校から総勢64名の児童が参加して、「2032年未来の青梅」について8つのテーマに沿って意見交流を行いました。当日は市長、副市長、教育長を初めさまざまな方にご参加いただきながら、子どもたちが未来の青梅について意見交換している様子を見ていただき、市長、副市長、教育長から子どもたちに声をかけていただいたところでございます。

以上です。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 私からは、2点お話をさせていただきます。

まず第1に、7月に行いました集合オンライン研修会のご報告をいたします。7月12日に、3年ぶりとなる青梅市内にある幼稚園・保育園、保育士、小学校の先生方を対象とした合同研修会を実施しました。講師は、教育庁指導部義務教育指導課の幼稚園担当統括指導主事先生方より講演をしてもらいました。総勢50名の参加がありまして、受講した先生方からは、大変貴重な機会、ぜひ今後も継続して実施してもらいたいとの感想が多くありました。

7月20日には、毎年行っている特別支援教育講演会をオンラインで実施しました。講師には明星大学の森下由規子教授、「通常の学級における支援の充実を考える 環境の醸成のためにできる連携支援のそれぞれの役割」というテーマで行いました。

また7月27日には、先ほど教育長からも報告がありましたように、副校長先生、主幹教諭を対象とした「教育経営研修 学校マネジメント講座」をオンラインで実施しました。講師には、昨年度まで第一中学校の校長先生でした現羽村市教育委員会の儘田教育長にお願ひしまして、重点項目整理表を活用した学校経営計画と関連させた達成目標の設定等についてご講演をいただきました。

副校長、主幹教諭の先生方からの質問に最後まで丁寧に答えてくださいました。現在アンケート等を集約しているところでございます。

続いて第2に、新型コロナウイルス感染症の感染状況についてですが、7月下旬からすべての学校で夏季休業に入りました。市内の児童・生徒の1学期中の新型コロナウイルス感染症の陽性者報告は合計で345件、また17学級の学級閉鎖、学年閉鎖がありました。2学期以降も感染症の拡大状況が予想されます。引き続き学校管理職と連携をしながら、学校における感染症対策を進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

【学校給食センター所長（中村）】 新しい学校給食センターの整備に向けまして、7月中旬から、食器と食物アレルギー対応ということで各学校を回らせていただいております。個食器、それからアレルギー対応用の食器、また最新の食缶などのサンプルを学校へ直接お渡ししまして、これを見ていただきながら、給食についてのさまざまなご意見、ご要望を伺っているところでございます。主に養護教諭、給食担当の先生を中心に、学校によっては副校長、また校長もご参加いただいて、さまざまなご意見をいただいているところでございます。こうした現場の声を大切にしながら、今後整備を進めていきたいと考えております。

【文化課長（北村）】 文化課からは1点ご報告いたします。お手元のチラシをご覧ください。現在開催中の企画展「霞台遺跡展」についてでございます。

本展示会は、7月16日から10月2日までの開催となっております。

裏面に展示会の内容を書いておりますが、霞台遺跡は、市内野上町・大門・今寺地区に広がる古墳時代前期を中心とした市内最大規模の遺跡でございます。これまで74回の発掘調査が行われております。

今回の展示会では、平成18年から令和元年度に行われました「子ども発掘体験塾」の際に発見されました土器や石器などを中心に展示し、これらの特徴について紹介しております。

ぜひ会期中にはお越しいただけたらと思っております。

【教育長（橋本）】 ただいまの各課からの報告につきまして何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 これまたお願いですけれど、指導室長から報告のあった小学生オンライン交流会ですが、新聞などでも読みました。もしよかったですら来年度から、子どもたちのこういう交流の様子を教育委員たちが見ることによっていろいろ青梅市の教育について考えるところが出るでしょうか、ぜひそういう機会をつくってもらえるとありがたいなと思っております。従来、子ども議会を僕らも見させていただきましたが、ぜひ交流会の様子も見る機会をつくっていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにかがですか。よろしいですか。

1 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項を順次ご説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1の青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは報告資料の1でございます。6月に行いました「いじめ」に関する実態調査の集計でございます。資料をご覧ください。

これまでと同様でございますが、小学校の方が中学校に比べて認知の件数は多くなっております。用紙の中央に合計というところがありますが、小学校が581件、中学校が101件となっております。

また、発見のきっかけにつきましては、下の欄Eの「アンケート調査による発見」が最も多く、全体の約9割で、小学校で544件、中学校で68件となっております。

なお、具体的ないじめの内容につきましては、冷やかしのからかい・悪口、仲間外れ、軽くぶつかる、という上の3つで全体のいじめの約8割を占めるという状況があります。また、細かく学校からの報告内容を確認しますと、消しゴムや鉛筆をとられた、友達から叩かれる、遊んでいるときに自分だけ鬼にされる。またSNSに関しては、SNS上で悪口を言われたといった内容もありません。

この後、2学期が始まりまして、8月下旬以降に改めて、継続しているのか、もしくはすでに期間内に解決したかということで確認をしていく予定でございます。

私からは以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

2 諸報告

（1）委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

（2）事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

（3）事業等の実施結果について

ア 長期欠席児童・生徒状況調査（4月～6月）について（教育指導担当）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項2の諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、この際何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 長期欠席児童・生徒状況調査（不登校）の表ですけれども、全欠席の中学校の生徒数が4月45名、5月42名、6月35名というふうに、5月から6月にかけて7名減っています。これはどこの学校だろうと思って下の学校別の表を見ていきますと、吹上中学校が5月は2名、6月はゼロ、新町中学校は5月に7名、6月には4名、このあたりが一番減り方の多い学校です。一般的にこの2つの学校から他の学校でも参考になるような話があったら、そのことを伝えて、それを参考に指導をしたら有効かなと感じました。今この席では、吹上中学校と新町中学校が大きく減らした具体的な指導内容や指導方法についてはたぶんおわかりにならないかと思うのですが、よく調べていただいて、もしよその学校にこれは伝える価値があるなと思ったら、ぜひ伝えていただければありがたいと思います。お互いによその学校のいいところは真似をする。そういうことのお手伝いを教育委員会ができたらいいなと感じます。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 ありがとうございます。特に新町中学校、吹上中学校として、私が考えたところでは、東京都教育委員会から出ている「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の中に「登校支援シート」というのがありますが、このシートを両校では使用しているということがまず1つあるかなと思います。これによって、一人一人の欠席の状況にあわせて、このガイドブックにもありますように、最初の休みがちの3日目でどう対応するかというのが必要ですので、その辺の早期対応が功を奏しているところがあるのではないかと思います。あとはやはり登校支援室のスクールソーシャルワーカー派遣等の効果がここにきて出てきているのではないかと考えております。

以上です。

【委員（大野）】 ありがとうございます。

他の学校では、5月10名から6月10名のままという学校もあるので、この2つの学校に改めて確認していただいて、いいところがあればぜひ伝えてください。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

日程第4 協議事項

1 令和5年度使用教科用図書の採択について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和5年度使用教科用図書の採択について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは私から、令和5年度使用教科用図書の採択につきまして、まずは今年度の教科書採択に関する経過についてご説明をさせていただきます。

令和5年度に青梅市で使用する教科用図書の採択につきましては、4月20日に行われました第1回定例教育委員会におきまして、令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領につきましてご協議いただき、ご了解をいただきました。

このことを受けまして、6月3日に第1回青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書検討委員

会が開催されました。以降、6月27日までに各学校におきまして児童・生徒の実態を踏まえ使用教科書についての調査検討が行われております。

第2回検討委員会は、小学校が7月11日、中学校が7月14日に分けて開催されました。第2回検討委員会では、各学校からの調査検討結果を報告いただき、教育委員会への報告書をまとめました。

また、本日8月3日の午後1時から教育委員協議会を開催し、調査検討結果を報告させていただきました。

それでは、協議資料1をご覧くださいと思います。1枚目から3枚目におきましては学校教育法附則第9条に規定された図書におきまして、各学校において検討委員を中心に調査検討した結果を、事務局として一覧にまとめたものでございます。4枚目におきましては、令和元年度に採択いただきました小学校、5枚目におきましては令和2年度に採択いただきました中学校、それぞれ文部科学省検定済教科書ならびに文部科学省著作教科書の一覧になっております。

以上、令和5年度特別支援学級（知的固定）において使用する教科用図書の採択におきまして、ご協議のほどよろしく申し上げます。

なお、お認めいただける教科書におきましては、一覧表の右、○印の欄に○を記載していただきますようお願いいたします。

また、すべての教科書をお認めいただける場合には、右上「※全ての図書を採択」の欄に○をお願いしたいと思います。

以上、説明を終わります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

○をつける作業は今で、会議終了後に回収ということでしょうか。

では、各委員さんのご協力をお願いしたいと存じます。

特にご質疑等ございませんか。

【委員（大野）】 意見として。それぞれの学校の子どもたちの実情にあわせて、それぞれの学校が子どもたちにはどれがいいのだろうということによく検討して選んだものであるということでありますので、私はこの教科用図書につきましては各学校の判断を尊重したいと考えております。

以上です。

【委員（稲葉）】 小学校、中学校とも、子どもたちが楽しく学習できるような教科書を先生方が選んでくださっているなと思います。けれど、これだけに限らず、たぶん先生方のプラスαが多いと思うのです。子どもたち個々に違いますので。その辺の先生たちの努力というか、子どもたちへの応援、ほんとに感謝申し上げますとお伝えください。

【委員（杉本）】 美術の教科書を拝見していないので、私は今日○印をつけられないということでご了解いただきたいと思います。あとはございません。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 異議なしと認めます。よって、令和5年度使用教科用図書の採択について、は承認されました。

2 青梅市立学校医療的ケア実施要綱の制定について(学務課)

【教育長(橋本)】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市立学校医療的ケア実施要綱の制定について、を説明いたします。

【学務課長(山田)】 それでは、協議事項2、青梅市立学校医療的ケア実施要綱の制定についてご説明申し上げます。

こちらの件につきましては、5月に情報提供をさせていただきまして、今回要綱案としてまとめましたので、ここで説明させていただくものでございます。

協議資料の2をご覧ください。

初めに、1の制定理由でございます。医療技術の進歩等によりまして、医療的ケア、例えば人工呼吸器の使用に伴う痰の吸引や、胃ろうによる経管栄養などのケアを日常的に必要とする児童・生徒の増加を背景に、令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。これを受けまして、本件につきましては、青梅市立小学校および中学校において、日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切に医療的ケアを実施するために、本要綱を制定しようとするものでございます。

青梅市立小・中学校における医療的ケア児の在籍状況につきましては、昨年度調査を実施した結果、小学校において導尿の支援が必要な児童1名の在籍を把握しているところでございます。

次に、2の制定の内容でございます。(1)として、対象者につきましては、教育委員会が医療的ケアの実施を決定し、市立小・中学校に就学することが適当と認めた者で、その保護者が医療的ケア実施に関する同意事項に同意した者としてございます。

次に、(2)として実施校でございます。医療的ケアを実施する学校につきましては、事案ごとに対象者の医療的ケアの内容、学校の施設の状況、医療的ケア実施者の配置の可否など、それぞれ異なっておりますことから、教育委員会が別に定めることとしてございます。

次に、(3)として申請でございます。医療的ケア児の保護者が医療的ケアの実施を希望する場合は、主治医の指示書を添付の上、通学または通学を予定している学校および教育委員会に提出することとしてございます。また、その際の同意事項としましては、医療的ケア児の健康状態、緊急時の連絡先の届出・報告、そのほか医療的ケアに必要な器具・物品の準備と持参、主治医の指示書の作成などにかかる経費の負担、看護師等の立会いが必要な場合は学校に来校いただくということなどがございます。

続きまして、裏面の(4)医療的ケアの決定でございます。実施の可否につきましては、教育委

員会が申請の提出を受けた学校の検討結果を踏まえて決定し、保護者、学校に通知をすることとしてございます。

次に、(5) 医療的ケアを行う者、(6) 看護師等の配置等および(7) 医療的ケアの実施でございます。医療的ケアにつきましては、主治医の指示書と実施決定通知書にもとづき、教育委員会が実施校に配置または委託した看護師等が、医療的ケア児が通学する実施校の敷地内で実施するものとしてございます。また、看護師等につきましては、医療的ケアの実施内容を記録し、校長に報告するものとしてございます。

最後に、3の実施期日等でございますが、実施日につきましては令和4年10月1日といたします。申請など必要な準備行為につきましては、実施日に先立ち行うことができることとしてございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員(大野)】 昨年調べたら該当する児童が1人ということでした。そのお子さんは、どこの学校へも行けてないのでしょうか。それとも特別支援学校に今現在通っているけれども、市内の学校に通いたいというような親御さんの希望なのでしょうか。

【学務課長(山田)】 当該児童におかれましては、すでに市内の小学校に通学しておりまして、通学や通常の学級で授業を受けることに関して問題はなく、ただ尿の排泄の部分だけ問題があるというお子さんでございます。こちらの児童の導尿の処理につきましては、現在ご家族がお昼休みに一回学校を訪問し、保健室や空き教室を利用して対応していただいているというところでございます。

【委員(大野)】 わかりました。

もう一つ。法律によると、教職員も研修を受けて認定された場合は医療的ケアをできるとなっているかと思うのですが、今要綱などを読む限り、医療的ケアを行う人は看護師ということで書かれていて、看護師がおられないときはご家族に協力してもらうようなことが書いてあるかと思えます。ここには書いてないけど、将来的に、先生たちが研修を受けて、そういうケアができるような資格認定をしていくというようなことは視野に入っているのですか。

【学務課長(山田)】 今大野委員おっしゃられたとおり、法律によりますと、「一定の研修を修了した、喀痰吸引等の業務の登録等の認定を受けた介護職員等」となっておりまして、学校の先生方も研修を受ければ一部の医療的ケアは実施することができると示されておりまして、しかし、現状で見えていきますと、特別支援学校では、学校においてそういった研修を実施することが可能なようであり、特別支援学校の先生の中には研修を受けた先生もいらっしゃいますが、全員が研修をするものではないという状況でございます。この現状を勘案いたしますと、将来的に、青梅市立の小・中学校でも医療的ケアを実施する中で、研修を受けた先生にご協力いただくということは考えられなくはないのですが、この要綱の導入当初の想定といたしましては、現在は先生方に研修を

受けていただいてケアをしていただくという考えはございません。

以上です。

【委員（大野）】 わかりました。

【教育長（橋本）】 該当する看護師はもう確保できているということでよろしいですか。

【学務課長（山田）】 看護師につきましては、委託業者または派遣などでお願いをする予定でして、対応可能団体の候補はございますが、どこに委託するかということは決定に至ってございません。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。

【委員（稲葉）】 今のところは子どもが自由に校内を動けるみたいな感じで導尿の援助をされているようですが、今後例えばストレッチャーに乗ったままという子どもたちも出てくると思います。そのときには、看護する人手と学校内の整備も必要だと思えますけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

【学務課長（山田）】 制度導入の当初におきましては、導尿の児童を想定してございますけれども、要綱の中での対象といたしましては、痰の吸引ですとか、経管栄養とか、看護師が常駐していただかなければ対応できない案件も入ってございます。ただ現状、学校の施設の状況ですとか、対応する学校の関係者、それから看護師の確保、こういったことについてはすぐに解決できない部分もございます。ケース・バイ・ケースといえますか、1件ずつご相談を受けた段階で丁寧に対応していくとともに、あくまでも受け入れてほしいというお考えがあれば、できるだけ受け入れられる方向で、安全かつ確実な部分を担保した上での実施ができるように、東京都への相談や近隣市町村への事案の確認などをしながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

【委員（稲葉）】 いろいろなパターンがもうすでに小学校・中学校で出ていると思うんですね。大変かもしれませんが、親御さんからの申し出があったときに考えましようではなくて、こういうパターンだったら、例えば段差をなくすためにこういう改築が必要だとか、そういうシミュレーションをとっておいた方がいいと思います。ニュースでもよくあるじゃないですか。ストレッチャーに乗ったり、車椅子に乗っている子たちがいます。私もアキレス腱を切ったときに車椅子で授業をしました。学校にエレベーターがあったので3階の教室まで行けましたが、今のところは小・中学校にエレベーターはないということで、どう対応するかを現時点でシミュレーションしておく。親御さんがもしご相談に来られた際には、青梅市は既に対応できる準備をしておりますのでご安心くださいと言えるようなものを、前もってつくっておくといいのかなと思います。

以上です。

【学務課長（山田）】 稲葉委員のおっしゃられたとおり、ある程度想定はしていかないといけないとは考えてございます。ただ、市内の全校で受け入れるとなりますと、非常に現実的に難しい部分もあるのかなという中で、果たしてそのお子さんが通常学級のお子さんと一緒に授業を受けられるのか、別の部屋を用意するのかなのか、こういった部分も検討の必要が出てまいります。他市の先進事例を確認しながら、また市内の学校の環境も確認しながら、対応を研究していきたいと考えて

おります。

【教育長（橋本）】 大変貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校医療的ケア実施要綱の制定について、は承認されました。

3 成人の日に行う式典の新たな名称について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項3を議題といたします。成人の日に行う式典の新たな名称について、を説明いたします。

【教育部長（布田）】 社会教育課長が本日欠席しておりますので、私から説明をさせていただきます。

協議資料3になります。成人の日に行う式典の新たな名称について。こちらにつきましては前回の教育委員会の中で一度協議事項として上げさせていただきまして、その中で「成人の日」を使うことについて、「成人の日」というのは本来新成人の日であって、新成人を抜きにして「成人の日」を使うのはいかがなものか、というような意見をいただいたところでございます。その意見を受けまして、社会教育委員会に再度その趣旨を伝えまして協議をさせていただいたところでございます。

この資料にありますとおり、成年年齢は18歳からとされたが、式典は20歳を対象とする中、成人としての自覚を再度持ってもらいたいという意味を込めて「成人」という言葉を入れたところだ、というところでございます。また、一般の大人として社会通念上20歳という節目は大きい。そのことを、参加者に意識していただきたいというような思いもあるということでございます。このようなことから、20歳を対象とした青梅市の式典は今後も「成人の日」に行うことから、「成人の日」という名称を入れたということでございます。

また、「令和〇年成人の日」につきましては、小さめの表示といたしたいというような話でございました。

結果的に、資料の上段、新名称といたしまして、

「 令和〇年成人の日

青梅市二十歳を祝う会 」

ということをお願いできればというようなお話でございました。

これにつきまして、再度教育委員会の方でご協議をいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。前回に続いてのご協議ということで大変恐縮でございます。社会教育委員会にも再度お諮りをして、このようなことで今日改めて協議をさせていただいて

いるところです。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、お諮りをさせていただきます。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、成人の日に行う式典の新たな名称について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【教育長(橋本)】 次に、議案審議に移ります。

議案第7号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【学校給食センター所長(中村)】 それでは、「議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

まず、議案の下段(説明)のところをご覧いただきたいと存じます。

大変恐縮であります。本議案は前回7月1日開催の第4回定例会においてご承認いただきました議案第4号において、委嘱すべき委員の誤りが判明したことから、その決定内容を取り消しさせていただくとともに、あわせて本来の委嘱すべき者を委員として委嘱することにご承認を賜ろうとするものでございます。

なお、委嘱の根拠につきましては、議案に記載のとおり、青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづくものでございます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただきたいと存じます。こちらは令和4年度の青梅市立学校給食センター運営審議会委員名簿でございます。

委員の訂正による委嘱でございます。表の一番下、選出区分が条例第3条第3項第4号で定める児童・生徒の保護者を代表する者の2名が該当いたします。この児童・生徒の保護者を代表する者につきましては、例年、小・中学校のPTA連合会からの推薦を受け、委員にご就任をいただいているところでございます。

この表の右側、改選の1行下の一番左の列、氏名のところでございますが、一番下から一つ上の四角の中に「〇〇〇〇」と記載があり、その下に括弧書きで「〇〇〇〇」と記載をしてございます。こちらは小学校PTA連合会からの推薦者となりますが、本来は今回の議案でお示しをしました〇〇〇〇様で前回の7月に議案を提出すべきところを、名前を取り違えご提案をしてしまったため、〇〇〇〇様でのご承認を賜っております。今回、この〇〇〇〇様の委嘱については取り消すことをご承認賜り、あわせて本来委嘱すべき〇〇〇〇様について委員の委嘱をご承認賜ろうとするものでござ

ございます。

同じくその下の四角の中、中学校PTA連合会からの推薦者につきましても、〇〇〇〇様のすでにご承認いただいた委嘱を取り消し、〇〇〇〇様について委員の委嘱のご承認を賜ろうとするものでございます。

委員の任期についてでございますが、前回7月の議案において前任者の解職についてはご承認をいただいております。この手続に誤りはありません。また今回、前回7月の委員委嘱の取り消しと正しい委員の委嘱のご承認をいただけた場合には、前任者の任期は7月1日までとなり、新しい委員については現在の委員の残任期となるため、ご決定賜った場合、8月4日から令和5年8月31日までとなります。

説明は以上となりますが、大変申し訳ございませんでした。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 とても素朴な疑問なのですが、どうして間違えたのでしょうか。

【学校給食センター所長（中村）】 PTA連合会からの推薦をいただくにあたりまして、このPTA連合会の各情報を、社会教育課で割り振りをしていただいております。PTA連合会から提出された議案書そのものを私ども給食センターの職員が確認することなく、メール等のやりとりで済ませてしまったため、委員のお名前を取り違えたという経過がございまして、今回のような事態となったところでございます。申し訳ございませんでした。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

【委員（稲葉）】 はい。業務は大変だと思います。細かいところの再度の確認というのが足りなかったのだと思います。よくあることですが、頑張ってください。

【教育長（橋本）】 私からもお詫びを申し上げます。

PTA連合会からは、学校給食センター運営審議会委員以外でも各委員が選出されておりますので、改めてこういったことが起こらないよう、早速再発防止の対策をとったところでございます。大変申し訳ございませんでした。

よろしいでしょうか。

それでは、採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項1が承認されたことに伴い、議案が1件追加されることとなります。

つきましては、本日の日程に、「議案第8号 令和5年度使用教科用図書の採択について」を追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第8号を追加いたします。議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

日程第6 追加議案の審議

議案第8号 令和5年度使用教科用図書の採択について

【教育長（橋本）】 それでは議案審議を行います。

ただいま議題となりました「議案第8号 令和5年度使用教科用図書の採択について」を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは私から、令和5年度使用教科用図書の採択について提案理由を説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条および第14条の規定にもとづき、令和5年度に使用する教科用図書を採択する必要があるため、この案を提出するものでございます。

つきましては、別紙に記載されております令和5年度使用教科用図書一覧表をご覧いただきたいと思っております。

小学校および中学校の教科用図書一覧表中、1が文部科学省検定済教科書、2が文部科学省著作教科書、3が学校教育法附則第9条による図書の採択案でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 これからの手続についての確認ですが、先ほど配付されていた令和5年度使用教科用図書一覧表で、採択をするかどうかというところで私たちが○をつける作業を途中でしたわけですけど、これを全部集めて果たして過半数が承認したかということを確認した上で決定というふうになるわけですね。つまり、これを先に集めていただくのかなと。

【教育長（橋本）】 大野委員のおっしゃるとおりだと思います。ただいま回収をいたしまして、確認をさせていただきます。

〔回収・確認〕

【教育長（橋本）】 確認が終わりましたら、教育総務課長から投票の結果を簡単に説明していただけますか。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、皆様の採択の結果についてご報告させていただきます。

小学校につきましては4名中全部○が4名、中学校につきましては4名中全部○が3名というこ

とでございまして、いずれも過半数は超えている状況でございます。

【教育長（橋本）】 ただいま教育委員さんの採択の結果についての報告も終わりました。そこを含めまして、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（杉本）】 私が中学校の美術の教科書「美術資料 東京の美術」というのに○をつけなかったのは、何で東京の美術に限定しているのか。この京都市立芸術大学の教科書ですが、『東京の美術』じゃなくて『京都の美術』という本もあり、そういう教科書を比較検討した上で○をつけるのだったら了解できるのですが、全く見たこともない教科書に○をつけることはできません。できるだけこういう教科書を選定するときには実際に目を通させてもらえる機会が欲しいということをお先ほど申し上げました。例えば指定図書というものがあつた場合は、事前にリストを配付していただいて、その中で私たちの見たいなと思うものをチェックして、それを見せていただいた上で、こういうような決定事項に移行させていただけるという形に直していただきたいということで、○をつけなかったということです。

今回は多数決で、そういう形でこの案を通していただいて結構ですけど、次回からはやはり実物を見た上で判断したいです。

それから、見学者のアンケートにも、箱に入っていて中が見られなかったというような意見があつたと思います。一般の方も中が見られないものを見学会で見ても意味がないではないかという意見があつたと思うのですけれど、そういうことにも配慮していただきたいと思います。せっかくこの暑い中、足を運んでこられているのに、箱の中に入っている教科書を見ろというのはどういうことなのかということだと思つたので。その辺の姿勢も、やればよいというのではなくて、きちんと内容を確認できるような形にさせていただかないと、やっぱり賛成はしにくいということです。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

【学務課長（山田）】 今杉本委員からいただきました展示会場におけるアンケートには、先ほどお配りした中に2つご意見がございました。大学かどこか、勉強のために使いたいので展示会の期間を延長していただきたいというものと、委員おっしゃられたとおり、教科書が出版社ごとに1年生から6年生まで箱に入つていたと。散らかつたりしないようにする管理上の部分と、一連で見たい方もいらっしゃるの、そういう部分もあつて箱詰めに使われていたのか、一つずつ出して見るのはなかなか手間がかかるというご意見をいただきました。杉本委員がおっしゃられた部分につきましては、閲覧場所をしっかりと椅子なりを置いて見られる環境にして改善できればなと考えております。また、期間の延長に関しましては、教科書の展示は東京都教育委員会の委託を受けて実施している部分もございまして、その延長というのがどこまで可能なものかどう。場所とか、スタッフの関係とか、そういったものを踏まえて、今後よりよいものができるようにしていきたいと考えております。

以上です。

【教育長（橋本）】 いずれにいたしましても、学校教育法の附則による選定する図書については、

ただいまの貴重な意見を参考にしながら、特に慎重に取り扱っていきたいというふうには思います。大変ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 以前、先生に説明を受ける前に、会議室に教科書を並べていただいたことがあります。それを私たちが見て、今日の協議会のように先生から説明を受けてから選定をするという形を一回経験しています。今日もそのような手順を踏むものと思っていたのですが、それがなかった。前例があるので、教科書を揃えられないことはないと思うのです。できれば支援学級の教科書は先に私たちが見て、そして先生の説明を受けるという形にしていただければ一番いいのかなと思います。後出しですけれども、意見まで。

【教育部長（布田）】 ただいま委員の皆様からいろいろなご意見を伺いました。よりよい教科書採択ができるように、今後いろいろ工夫してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 それでは、よろしいでしょうか。

これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第8号 令和5年度使用教科用図書の採択について」は原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【委員（稲葉）】 質問ですが、社会教育課の「子どもの未来につながるお金の教育」という講座が、9月3日に市役所2階会議室であります。それについて、コロナの感染が広がっているのでオンライン開催になるかもしれないというメールを見たのですが、これは決定でしょうか。

【教育長（橋本）】 広報に載っていませんでしたか。

【委員（稲葉）】 会議室で40人の募集で、この感染状況で大丈夫かなと思っていたものですから、もしZoomで講演されるのであれば参加してみようかなというお母さま方も多いと思うので、広報活動をしたいと思うのですけれども。

【教育長（橋本）】 この場で確認できますか。

【教育部長（布田）】 確認いたしまして、また後ほどご連絡をさせていただければと思います。

【委員（稲葉）】 すみません、ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 委員の皆様方には、霞台中学校の研究発表会の第一次案内を机上に配付させていただきました。日時が令和5年2月7日ということで、授業の内容等、詳しいものがきましたらまたお知らせしたいと思います。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 よろしくお願いいいたします。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の日程をご覧ください。

8月3日、本日の午後4時から、社会教育委員と教育委員との懇談会、テーマ「地域の中で教育ができること～コロナで失った2年間や人口減少社会などの背景をふまえて」、会場は議会棟大会議室でございます。

続きまして、8月24日、第6回教育委員会定例会、午後1時30分から、会場は教育委員会会議室でございます。

その後、定例会終了次第、黒沢3丁目のひまわりプールの視察予定となっております。

今後の予定については以上です。

日程第7 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時25分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員